

千葉市個人情報保護条例の一部改正に関する背景・経緯

1 行政機関個人情報保護法等の一部改正（H29. 5. 30 施行）

H27. 9 に個人情報保護法が改正され、その改正内容を踏まえて、H28. 5 に行政機関個人情報保護法が改正された。

【主な改正内容】

(1) 個人情報の定義の明確化：新たに「個人識別符号※1」が含まれる情報が個人情報に当たることが明確にされた。

※1 個人識別符号

- ・ 身体情報 … DNA、顔の容貌、虹彩、声紋、歩容、手のひら等の静脈の形状 など
- ・ 公的番号 … 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、個人番号、被保険者番号 など

(2) 要配慮個人情報の取扱い：慎重な取扱いが必要な個人情報が新たに「要配慮個人情報※2」と定義され、公表している個人情報の目録に要配慮個人情報が含まれる旨を記載するものとされた。

※2 要配慮個人情報

人種、信条（思想と信仰を含む。）、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、障害、健康診断等 など

(3) 非識別加工情報制度の導入：行政機関の保有する個人情報（パーソナルデータ）の利活用を図るため、非識別加工情報制度が導入された。

2 H29. 5. 19 総務省地域力創造審議官発「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」

総務省から各地方公共団体に対し、行政機関個人情報保護法等の一部改正を踏まえ、条例の見直しを行うなど必要な措置を講ずることを求める通知が発出された。

【主な内容】

(1) 法の改正に合わせて条例を改正することが適当である。

(2) 多くの地方公共団体の条例で規定しているオンライン結合の制限の見直しを行うなど、各地方公共団体で適切に判断すべきである。

3 H29. 9. 1 千葉市情報公開・個人情報保護審議会答申

千葉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の一部改正について平成29年8月17日付けで市長から審議会に諮問し、同月31日開催の第21回審議会における審議の上、以下のとおり審議会答申が出された。

【答申概要】

個人情報の定義の明確化（1（1））に係る条例の一部改正は、法改正の趣旨に沿った適当なものであると認められる。

なお、要配慮個人情報（1（2））については他都市の動向を踏まえながら、非識別加工情報制度（1（3））については国及び他都市の動向を踏まえながら、それぞれ引き続き検討を進めることを要望する。

4 条例の一部改正（H29. 12. 18 公布、H30. 4. 1 施行）

平成29年第4回市議会定例会において、個人情報の定義の明確化（1（1））を行うための条例改正に係る議案を提出し、可決された。